

議第31号

三島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案

三島市特別職報酬等審議会条例（昭和39年三島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市長及び副市長」を「市長、副市長及び教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第2条の規定は適用せず、この条例による改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。

平成27年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士